

事 務 連 絡

令和8年6月2日

各 都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市 認可外保育施設ご担当者 様

こども家庭庁成育局保育政策課
認可外保育施設担当室

ベビーシッターを利用するときの留意点の動画及び認可外の居宅訪問型保育に関する
ガイドラインについて（送付）

平素より子ども・子育て支援施策の推進につきまして、ご尽力いただきありがとうございます。

この度、令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業において「認可外の居宅訪問型保育事業における保育の質・安全に関する調査研究」（実施者：株式会社JTB）を実施し、利用者向けの「ベビーシッターを利用するときの留意点（動画）」と居宅訪問型保育事業者向けの「認可外の居宅訪問型保育に関するガイドライン」を作成いたしました。

今回作成した動画は、こども家庭庁のホームページに掲載しております「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」のリーフレットを動画で紹介することにより、ベビーシッターの利用を検討する保護者に対し、より広く周知及び理解を深めることを目的としております。貴自治体のホームページにリンクを貼るなどご活用ください。

また、「認可外の居宅訪問型保育に関するガイドライン」は、ベビーシッターに関する制度などについて理解を深めていただくことを目的としており、すでにベビーシッターとして活動している方は元より、これからベビーシッターとして活動したい方にも読んでいただき、安全で質の高い保育を提供していただきたいと考えております。

認可外保育施設に対する指導監督については「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日付け成保第206号こども家庭庁成育局長通知）に基づき実施いただいているところですが、認可外の居宅訪問型保育事業者の集団指導の場や、新規の届出・相談の際にご活用いただければと存じます。

各自治体におかれましては、本件の趣旨をご理解の上、適切な周知及び活用についてご対応いただきますよう、よろしくお願いたします。

<別添>

- 「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」(動画) (12:34)

https://youtu.be/2oPjn6TqpOk?si=Knd_4L-tPgJtfz5C

- 「認可外の居宅訪問型保育(いわゆるベビーシッター)に関するガイドライン」(リーフレット) (A4 両面9ページ)

※集団指導の際の資料としてもご活用ください。(別添)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/1b9d7664-123f-45d6-aea0-b6fbaf7ff788/53213ce9/20260527_policies_hoiku_ninkagai_tsuuchi_28.pdf

<その他>

- 「認可外の居宅訪問型保育事業における保育の質・安全に関する調査研究」報告書
こども家庭庁のホームページにリンクを掲載しております。(実施者;株式会社JTB)

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/report/r07>

【問合せ先】

こども家庭庁成育局保育政策課

認可外保育施設担当室

Tel: 03-6858-0133

Mail: ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp